

令和2年第1回定例会会議録（第5号）

令和2年3月23日

○出席議員（24名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

17番 黒木愛一郎君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育部長	稲尾隆君	水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
財政課長	安部政信君	産業政策課長	奥茂夫君

○議会事務局出席者

局	長	安 達 勤 彦	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長		岡 崎 英 二	補佐兼総務係長	内 田 千 乃
補	佐	浜 崎 憲 幸	主 査	梅 津 聖 子
主	査	松 尾 麻 里	主 任	佐 藤 雅 俊
主	事	大 城 祐 美	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第5号）

令和2年3月23日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する予算決算特別委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第62号 令和元年度別府市一般会計補正予算（第6号）
上程、提案理由説明、質疑、討論、表決
- 第 3 議第61号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 4 報告第1号 市長専決処分について
- 第 5 議員提出議案第1号 別府市議会委員会条例の一部を改正する条例
議員提出議案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を
求める意見書
議員提出議案第3号 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書
- 第 6 議員派遣の件
日程追加 副議長辞職の件
副議長の選挙
議長辞職の件
議長の選挙
- 第 7 議会運営委員会委員の選任

○本日の会議に付した事件

- 日程第1～日程第7（議事日程に同じ）
- 日程追加 副議長辞職の件
副議長の選挙
議長辞職の件
議長の選挙

午前10時00分 開会

○議長（萩野忠好君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、予算決算特別委員会に付託されました議案36件に対する審査の経過と結果について、委員長から報告をお願いいたします。

（予算決算特別委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○予算決算特別委員会副委員長（森 大輔君） 委員長に代わりまして、副委員長の私のほうから御報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、去る3月3日の本会議において付託を受けました議第7号令和2年度別府市一般会計予算など予算議案9件、及び議第16号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてなど条例議案27件の計36議案について、3月10日及び11日の2日間にわたり委員会を開会し、会派代表者質疑並びに個人質疑において慎重な審査を行いましたので、当委員会での意見と審査結果について、御報告をいたします。

初めに、議第7号令和2年度別府市一般会計予算についてであります。

当初予算の編成方針等について、市民に寄り添う市政、市民が幸せを実感できるまちの実現を最大の目的に行ったとの説明がなされましたが、敬老祝い金等の削減や使用料改定等により市民の負担感が増している。また、大型事業の計画、経常的経費の拡大、公共施設の見直し等により、財政見通しは非常に厳しい状況である。

このような状況の中、基金を取り崩してまで大型事業実現のため、いわゆる赤字予算を編成しており、当初予算の規模が前年度比で約50億円増加、伸び率10%を超える積極予算となっていることに疑問が残る。市民が幸せを実感できるまちを実現するためには、持続可能な財政運営が必要である。このため、経常収支比率の改善を求めるとともに、財政運営のさらなる厳格化を求める。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が縮小している中、市政運営においても来年度は非常に厳しいものとなることが予測される。

歳入については、市税の増収を見込んでいるが、景気の落ち込みによる下振れも懸念され、減収などの非常事態が危惧される状況である。

また、中期財政見通しの際に想定していた基金取崩し額を圧縮したとのことであるが、基金残高が減少している現状で、来年度当初予算では6億8,000万円の歳入不足について、基金を取り崩し充てている状況である。基金については、本来、減収など非常事態が発生した場合に備えて積み立てているものであることから、新税導入の検討を含め、自主財源の確保に全力を挙げ、基金に頼った財政運営を行わないよう強く求める。

あわせて、来年度の予算執行については歳入不足に陥らないよう、情勢を注視し慎重に行うよう求める。

また、歳出全般については、歳入に見合った歳出となるよう財政規模を縮小するとともに、事業の廃止や延期等の見直しを行い、さらなる財政運営の厳格化を図ること。特に、図書館等一体的整備等の大型事業の実施に関しては、財政状況が悪化する中、全体の財政収支に影響を及ぼさないよう事業の延伸や抑制を検討し、長期的展望で財政運営を行うことを求める。

あわせて、全ての事業において事業効果をしっかりと測定し、効果が見込めない場合には、同様に事業の見直しを行うとともに、最少の経費で最大の効果を発揮するよう努めること。

さらに、高額な運営費補助金の交付については、事業成果の報告等を検討し、補助金交付の必要性についてさらなる検証を行い、聖域を設けず厳格な見直し作業を行うことを求

める。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、地域経済への影響を注視し、市民生活の維持を最重要課題と捉え、対応が後手にならないよう各方面への経済対策を早急に講じるとともに、感染者が発生した場合に予想される風評被害への徹底した対応を含め、国や県と連携をしながら迅速かつ的確に対応することを求める。

歳出における個別事業では、A I活用型オンデマンドバス実証運行事業について、市内の公共交通空白地域や不便地域を的確に把握した上で、現時点で不便を感じている市民に対して、実効性のある公共交通施策を早急に確立することを求める。

また、学校給食共同調理場建て替え事業では、給食調理場の一元化について、市民や保護者の不安が解消されていないため、事業内容について市民との議論をさらに深めることを要望するとともに、引き続き十分な説明を行い、食育等に関するそれぞれの思いが、現在策定中の基本計画に反映できるよう努めること。

職員人事管理に要する経費では、新たに導入される会計年度任用職員制度において、会計年度任用職員と正規職員との役割分担を明確にするとともに、制度の趣旨に沿った運用を図るよう求める。

また、生活困窮者自立支援に要する経費では、関係機関との連携強化や相談窓口の一本化等、利用しやすい体制の充実を図るよう求める。

次に、議第 30 号及び議第 37 号における入浴料改定に関する条例議案において、市営温泉の入浴料改定は、市民に新たな負担を求めるものことから、市民生活への影響を最小限にするため、10 月の施行日まで丁寧な周知を図る等、最大限の配慮を行うよう求める。

以上 36 件の議案に対し委員から様々な意見・要望がなされた次第でございます。

採決におきましては、議第 7 号令和 2 年度別府市一般会計予算、議第 8 号令和 2 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第 12 号令和 2 年度別府市介護保険事業特別会計予算の 3 件の予算議案、及び議第 16 号から議第 37 号、議第 44 号、議第 48 号の 24 件の条例議案を合わせた 27 議案については、一部の委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、いずれの議案も賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 9 号から議第 11 号、議第 13 号から議第 15 号までの 6 件の予算議案、議第 42 号及び議第 45 号、並びに議第 53 号の 3 件の条例議案を合わせた 9 議案につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、当特別委員会は、議会審議の充実のため、予算審議と決算認定審査の循環性を目的としていることから、各委員より、「決算認定審査意見書」に対する当初予算への対応等の質疑もなされました。

「決算認定審査意見書」の中で、持続可能な財政運営を図るため、歳入歳出の両面から収支改善に取り組むこと、また、実質収支の年度間の平準化を図り、財政運営に努めるよう求めたところ、当局から、令和 2 年度当初予算の歳出においては、3 年連続のマイナスシーリングや補助金見直し等により経常的経費の削減を行ったとの説明が、また、歳入においては、地方創生交付金などをはじめとした補助金などを最大限活用するなど、歳入歳出の両面から収支の改善を図り、中期財政見通しの際に想定していた基金取崩し額を 4 億 2,000 万円圧縮したとの説明がなされました。

さらに、指定管理者制度において、制度の趣旨である「市民サービスの向上」と「経費の削減」を図るよう求めたところ、定期モニタリングや随時モニタリングを実施し、管理運営が適切かつ効果的に実施されているか監督し、必要に応じて指示や指導を行うとともに、今年度より「別府市外部行政運営等評価委員会」において、外部委員による評価を実施しているとの説明がありました。

当局におかれましては、今後とも「決算認定審査意見書」及び委員長報告を尊重した予

算編成、予算執行を心がけるとともに、持続可能な財政運営のため、さらなる経常収支比率の改善、基金残高の増額を目指し、適正な予算計上と議会に対する丁寧な説明の実施を切に要望するとともに、今後とも議会審議の充実に御協力いただきますようお願いいたします。

「議会」と「執行部」が、互いの役割を自覚・尊重し、適度な距離を保ちつつ議論することで効果的な行政運営が行われ、真の「公共の福祉」の実現につながるものと確信をしております。

以上で、当委員会に付託を受けました議案 36 件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長（萩野忠好君） 以上で、予算決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(18 番・平野文活君登壇)

○18 番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第 7 号、議第 8 号、議第 12 号、議第 16 号から議第 37 号までの 22 議案、並びに議第 44 号、議第 48 号の計 27 議案に対する反対討論を行います。

まず、議第 7 号令和 2 年度一般会計予算案に反対であります。

平成 27 年度から令和元年度までの長野市政 5 年間の当初予算での財政調整基金からの繰入金総額は 56 億 4,000 万円で、それまでの 5 年間の 18 億 9,200 万円の実に 3.3 倍であります。原因は、大型事業の乱発であり、その結果、この 5 年間に借金は 34 億円増え、貯金は 31 億円も減る見込みであります。新年度予算案も 58 億円もの借金を前提とする赤字予算となっており、このような財政運営はやめるべきです。

長野市長は、「観光で稼いで福祉に回す」と言ってきました。その要の組織としての B－b i z L I N K には、この 3 年間に 4 億円以上の公費をつぎ込んできましたが、それにふさわしい成果を上げてはいません。しかも、当初の計画では、オリンピックの年・2020 年度には、公費に依存せず自主財源による自立的運営に移行する予定だったにもかかわらず、新年度は委託事業を含めて 2 億 7,000 万円もの公費を投入する予算になっております。このような B－b i z L I N K 関連予算には反対です。

また、新年度の「重点 3 事業」に反対です。

東洋のブルーラグーン構想は、民間企業に市有地提供をはじめとする便宜を図り、大型屋外混浴施設を建設しようとするものですが、これは行政がする仕事ではありません。民間企業の観光開発に対して乱開発にならないようにチェックするのが、行政の本来の仕事であり、本末転倒のこの事業予算には反対です。

新図書館建設も、3 月末に提出される基本計画を公表し、一、二年かけて市民的議論を起こすことこそ求められており、基本設計・実施設計の予算計上には反対です。

ツーリズムバレー構想も、その内容は「起業支援・人材育成」など、これまで長野市政が取り組んできたいわゆる「儲かる別府を目指す各種事業」と同じようなもので、屋上屋を重ねるものであり、反対であります。

さらに、学校給食共同調理場関連予算に反対です。

給食施設のあり方検討委員会は、市長の任期終了直前に、しかも趣旨の違う別の予算を流用して設置され、新しい任期が始まった直後の 5 月には、もう「センター化」の結論が出されるという異常な取組から始まりました。さらに、行政が作成した添付資料には、意図的としか言いようのない数値の操作などが数カ所もあり、公文書としての正当性が問われる事態となっています。さらには、戦後 72 年間も続く小学校の給食室の廃止という大

転換を、保護者にはわずか4回、81名に説明して、「声は聞いた」というやり方など、「あれよあれよ」という間に重要な決定を市民に押しつける政治手法など、極めて異常な行政運営の連続で進められているこのセンター化には、断固反対をいたします。

次に、議第8号国保会計予算案に反対いたします。

国保税は、前年度所得に課税されますが、平成30年度の1世帯当たりの平均所得額は79万8,900円、新年度の国保税が課税される令和元年度の平均所得額は74万8,500円で、1世帯当たりの平均所得額は約5万円減っております。それに対して1世帯当たりの国保税額は、令和元年度10万4,200円、令和2年度の予算案では9万7,900円と若干減っておりますが、平均所得額に対する負担率は、令和元年度の13.04%から令和2年度の13.08%と、若干ですが、重くなっているのです。せめて全国に広がっている15歳以下の子どもにも一律に課税されるいわゆる均等割、別府市では3万4,200円ですが、この均等割の軽減もされませんでした。このような新年度予算には反対せざるを得ません。

さらに、議第12号令和2年度別府市介護保険事業特別会計予算についてです。

介護保険の被保険者は、昨年6月時点で3万9,287人、全人口の実に33.5%、3人に1人が加入しています。そのうちの47%、約半数が世帯の全員が住民税非課税、つまり税金を納めるほどの所得がない方々です。そういう方々に基準額で約7万円、県平均以上の重い負担になっており、そういう中で基金残高は約7億円もある、このような予算案には賛成できません。

次に、議第16号から議第37号の22議案並びに議第44号の計23議案に反対します。

これらは、市営温泉入浴料をはじめとした各種施設使用料の値上げの議案です。公共施設の維持管理の費用の一部を使用料収入で賄うことの必要性を否定するものではありません。しかし、今回の一斉値上げの背景にあるのは、基金の大幅減少など市財政の将来不安です。冒頭にも指摘しましたが、市財政の最大の問題点は、数十億円もかける大型事業の乱発にあります。しかも、その落札率が極めて高く、また「一者入札」などでほとんど競争原理が働いておりません。数百万円の工事の落札率が80%台、あるいは90%台前半のものが多い中、大型事業の落札率が数パーセント下がるだけで今回の値上げによる増収分の何年分も節約できたでしょう。今回の値上げは、自らつくった財政難のツケを市民に回すものであり、反対いたします。

最後に、議第48号別府市敬老祝金条例の一部改正について反対です。

これは、これまでの70歳、75歳、80歳、90歳、100歳などの節目を迎えた方をお祝いする制度をやめて、「長寿祝金」と名前を変えて100歳だけに限定する改正案です。私たちも、昔は古希まれなりとして70歳をお祝いする慣習がありましたが、高齢化社会を迎えた今日にふさわしく見直しをすることはあり得ると考えておりますが、一気に100歳だけにするのはあまりにも極端過ぎます。大分市や中津市では、90歳の方をお祝いする制度があると聞きます。90歳も立派な長寿であり、別府市でもお祝いの節目として残すべきとする観点から、この一部改正には反対をいたします。

以上で、日本共産党議員団としての反対討論を終わります。

(23番・泉 武弘君登壇)

- 23番(泉 武弘君) 私は、令和2年一般会計予算のうち、東洋のブルーラグーン事業1,107万9,000円、宿泊就労支援事業215万5,000円、別府ツーリズムバレー事業2,999万円、Biz LINK推進事業5,612万5,000円、別府竹細工販路拡大事業1,154万8,000円、学生大同窓会開催事業1,010万円、商工会議所運営補助金800万円、観光協会運営補助金2,460万円、旅館ホテル組合連合会運営補助金690万円、大規模耐震等助成事業1億3,007万8,000円、図書館等一体的整備事業1億2,100万円、議第16号から議第37号、議第44号の使用料改定に反対の討論を行います。

議第 30 号は、田の湯、永石、浜田、不老泉、海門寺、亀陽泉、竹瓦、柴石、堀田、鉄輪蒸し湯の各温泉使用料の見直しに伴う条例改正でございます。平成 30 年度の市営温泉 14 施設の収支状況を見ると、収入が 7,518 万 8,990 円、支出が 1 億 9,103 万 1,527 円、収入不足は 1 億 1,584 万 2,573 円となっています。ところが、今回の料金改定で収入は約 1 億 700 万円と大幅に増えます。

ところで、議員の皆さん、使用料金の改定で市営温泉の経営体質の改善が本当に進むと皆さんはお考えでしょうか。仮に収入が増加しても、経営体質の抜本的な改善に資することにはならないのでございます。収入が増えることで市営温泉施設の廃止や民営化、地区委託やはり経営権の譲渡、貸付けなど経営改善をかえって遅らせることにつながります。今、行政に求められているのは、料金を改定する前に施設の整備を進め赤字体質を抜本的に解決することが肝要です。

湯都ピア浜脇では年間 3,358 万 4,172 円、北浜温泉では 3,258 万 7,592 円、柴石温泉では 1,005 万 1,402 円と、この 3 施設だけで年間収入の 7,518 万 9,090 円を超える 7,622 万 3,166 円の大幅な赤字を出しているのが現状です。このような温泉施設をこのまま市有温泉として維持し続けることができるのでしょうか。廃止、売却、民営化、貸付け、地区委託等の議論を進め、早急に結論を出さなければなりません。優先劣後の関係から見ますと、市有温泉施設の存否こそ優先しなければならない重要課題です。

私は、料金改定に基本的に反対するものではありません。それは、施設管理に要する経費は、原則利用者の負担で賄うべきだと思っているからです。しかし、14 の温泉施設の存否問題を整理しないまま料金を改定することには賛成できません。

一方、公共施設の再編計画は進行していますが、廃止や統合、民間委託や売却などは何も決まっていません。答弁にもありましたように、個別的・具体的な協議はこれからのようです。今後、さらに人口減少が進み、公共施設の維持・修繕に必要な経費を減少した市民で負担することが不可能なことは、誰にも分かることです。その問題の解決をしないまま料金改定をすることには、賛成できません。まず公共施設の在り方や運営方法を十分検討・精査した後、残された施設の運営方法と事業収支を算出してから料金改定をすべきだと思っています。

今回の料金改定で 8,900 万円の収入増加になります。基本的な問題を解決しないまま、いきなり料金改定をして収入増加を図るのは、極めて乱暴なやり方です。これでは、市民の理解を得ることはできないと私は思っています。行政として料金改定をする前に、やらなければならないことがたくさんあることを強く指摘をしておきます。

以上の理由で公共施設の料金改定には賛成できません。

次に、ブルーラグーン構想推進費 1,100 万円に反対する理由を述べます。

議員の皆さん、そもそもブルーラグーンとは一体どのようなものでしょうか。解説によると、「地熱発電の余剰熱水に海水が混じり、シリカを含む乳白色をした温水」となっています。事業名を見ると「東洋のブルーラグーン」となっていますが、なぜ事業名が「東洋のブルーラグーン」なのですか。多くの自治体では、歳出予算の要求に当たっては、次のような手順を踏んでいます。

予算担当部局は、各課から提出された歳出予算要求書の内容を査定して、これに必要な修正を加え、これを積み上げて予算原案を作成します。したがって、各課から提出された歳出予算要求書を査定して、必要な修正を加えて、これを積み上げて予算原案を作成しています。各課から提出される歳出予算要求書の内容は、予算成立までの過程で議会での予算審議などを中心に、あらゆる場面で当該予算の内容を説明する基礎となるものです。したがって、計数的に正確であることは無論のこと、要求しようとしている事業などの必要性、有用性、効率性についても、対外的に十分説明できるものでなければなりません。予

算説明経緯から見て、公共施設のバリア解消予算について過年度との比較はできないと答弁したことは、笑うどころか大変恥ずかしいことなのです。このような答弁をしなければならない担当部局の苦しさには、同情を禁じ得ません。なぜ道路や公園、市営温泉などのバリア解消予算が過年度対比で増えていないと説明しないのでしょうか。理解に苦しみます。

以上の点に注意して予算を見ると、次の問題が見えてきます。

予算では、東洋のブルーラグーンとして計上していますが、実態は露天風呂なのでございます。その露天風呂建設に、市が多額の税金を使って関与すべきではないと私は思っています。しかも、大型温泉を別府につくるか否かは、事業者の問題なのです。さらに、この事業で最も懸念されることは、市とブルーラグーン事業者の関係がどのようになるか、いまだに分からないことです。私が知らないだけで、既に協議はできているのかもしれませんが、でなければ、市営温泉が大幅な赤字経営を続ける中、さらに大型露天風呂に固執する意味が理解できません。既に、調査費を含めると約2,000万円の税金が使われます。今後予想されるのは泉源確保の問題、道路、水道、下水などのインフラ整備問題です。現時点では市がどのように関与していくのかが見えていません。どのような条件で事業者が参集するのか分からないまま、市費の投入額はさらに増えることが予想されます。

市内には、温泉をなりわいに行っている業者が多くいます。それらの業者は自ら資金を調達し、事業を実施しています。一方、市が関与して一部の企業家だけを優遇すれば、市自ら公平性を損ねることになります。

以上の理由から、反対をいたします。

平成26年4月に、障害のある人もない人も、住む人も訪れる人も安心して安全に暮らせることを目指し条例が施行されました。ところが、条例はつくったけれども、遅々として進んでいないのが現状です。一方ではお湯を配り、移動入浴車をつくり、大型温泉施設に多額の税金を使っています。なぜ市の責務である公共施設のバリア解消や、親亡き後の施設を優先しないのですか。長野市長の市政運営を見ていると、「どれもこれも」というふうに私には見えます。「どれもこれも」ではなく、「どれかこれか」を選択して優先順位をつけて事業を進めるべきだと私は思っています。

コロナ感染拡大議論の中で、市長は「走りながら考える」と答弁をしました。私は、実はこの答弁に大変驚いています。経常収支が98.5%、平成26年と令和2年との対比で借入金約50億円の増加、財政調整基金は22億円の減少、このことから見えてくるのは、別府市では借入金が増え、基金が減っているのです。借入金が増加した要因の多くは、大型事業によるものです。一方、基金が減少した要因は、市の予算は基金を取り崩さなければ予算が組めないからです。市長は、記者会見で「幸せを実感できる予算を目標に予算編成をした」と胸を張りましたが、別府市が自らつくった「ともに生きる条例」に係る予算は誇れるものではありません。

さきの一般質問で「前年度比較はできない」との答弁がありましたが、実は過年度対比で予算が伸びていないから答弁できなかったのです。実に恥ずかしい答弁で、市民の失笑を買っています。このような状況の中、走りながら考えるのではなく、一度立ち止まってから熟慮することが必要なのです。財政窮迫の理由から、図書館等一体的整備事業予算を今認めることはできません。一度立ち止まって考える必要があります。

次に、B－b i z L I N K委託について反対討論をします。

さきの議会の議論で分かったことは、B－b i z L I N Kには業者登録制度がない、業者資格制度がない、入札規定がない。理事長が副市長、専務が前部長、市から7名の職員を派遣しています。以上から見えてくるのは、市の派遣職員が業務の多くを遂行していると私には見えるのです。長野市長になってから市の事務事業量が増え続けているのに、

なぜ外部団体にまで職員を派遣するのですか。

B－b i z L I N K自体に業務発注の規定がなく、関係者の恣意で業者を選ぶことも可能なのです。市からこれまで約2億円の業務委託をしています。その原資は税金です。ところが、業者登録制度や入札制度、資格審査制度がないため、業務が効率的に実施されているか検証できないのです。さきの議会で問題点を指摘したにもかかわらず、業務発注制度の不備を是正していません。ここでの問題は、議員の皆さんにとってもお分かりのように、別府市にとってB－b i z L I N Kが必要なのかという基本的な問題なのです。私から見れば、行政にできる仕事を財団をつくって業務委託しているようにしか見えません。

以上の理由で、B－b i z L I N K委託予算に反対をします。

次に、宿泊業就労支援予算に反対する討論を行います。

この予算は、前年度に続き税金を使ってホテル・旅館の雇用を支援する事業です。2月16日現在の実績は、登録者数21人、短時間派遣人員12名となっています。この事業には次の問題があります。市内の中小事業者の中には、時間当たり最低賃金で雇用している多くの事業所があります。ところが、別府市が関与することで、時間当たり賃金に最高300円近くの差額が生じているのです。その結果、中小事業者の雇用環境を難しくしています。今、雇用環境が一番苦しいのは、介護現場や保育所です。しかもこれらの現場は、高齢者や乳幼児の福祉に欠かせないものです。コロナウイルスの影響で、サービス業に従事する人の解雇が、新たな問題となっています。なぜ宿泊業の就労支援だけをするのですか。このような予算を認めることはできません。

次に、学生大同窓会開催費用、別府ツーリズムバレー推進事業、竹細工販路拡大事業に一括して反対をします。

長野市長が就任してから、観光や商工関連事業費が増えています。本来なら商工会議所や観光協会が取り組むべき事業と思われることまで、市が多額の税金を投入するばかりでなく、市自ら旗を振りながら事業を進めています。その結果、事務事業が増え、本来市が責任を持って行わなければならない福祉増進や共生社会の取組は、実にお寒い限りでございいます。民間にできることは民間にせしめよう、これが改革の基本です。これから人口減少が加速し超高齢化社会になることで、民生費はこれからさらに大幅に増加するばかりです。それにも増して公共施設の改修や維持管理に係る費用は莫大な金額が見込まれています。

市長、あなたは2月20日の定例記者会見で次のように述べています。「令和2年度は市民に寄り添う市政、市民が幸せを実感できるまちの実現を最大の目的に予算を編成した」と述べていますが、予算を何度見ても、どのような角度から見ても、幸せを実感することはできません。そのことは、私の一般質問でも十分証明されました。それは、障がい者や高齢者にとって、住みやすいまちづくり予算が増えていないことから明らかです。市長、障がい者や高齢者は、ワンコインバスの運行や道路など公共施設のバリア解消の実現を期待しているのです。

最後に、商工会議所補助金800万円、観光協会運営補助金2,400万円、旅館ホテル組合連合会運営補助金690万円に反対をします。

なぜ、観光協会や旅館ホテル組合の運営経費の助成をしなければならないのでしょうか。市は、行政改革で補助の見直しを示していますが、補助金の見直しを本気でしたのでしょうか。商工会議所の財務状況を見ると、剰余金が3,000万円も計上されています。多額の剰余金がある団体になぜ税金から補助金を出すのか、理解できません。前年度、決算の反対討論でも趣旨は明確に述べていますが、年金など小額所得者の税金が、高額所得者と思われる団体に多額の補助金として支出されることは、私は容認できません。

次に、旅館やホテルなど大規模改修助成費用1億8,300万円に対する補助金反対の理由は次のとおりです。

耐震補強工事、設計費補助金は、国も認めています。しかし、補強工事の補助は、自治体の判断に任されています。事業者は、施設に要した費用を営業利益から返済していく、収益法人です。その収益法人の耐震補強工事に、多額の助成金を出すことは認められません。

議員の皆さん、年金受給額が伸びない中で、公共施設の一斉値上げを認めることができるでしょうか。議員は、自分の主張を議決で表さなければ、市民の信頼を得ることはできません。そればかりか、言行不一致を厳しく指摘されます。今、行政が優先してやらなければならないことは、不要不急の事業を取りやめ、公共施設の整理統合と経営改善です。

今議会の特徴は、当局が議員の質問に、あえて正確に答弁しないことに代表されています。これでは議員や議会は、行政監視機能が十分果たせません。このような状態では、議会の形骸化を指摘されても仕方ありません。夕張市や財政の窮状が進んでいる自治体を見ると、大型の事業に起因しています。今こそ議会は財政の現状としっかり向き合わなければなりません。それが私たち議員の責務ということを指摘して、私の討論を終わります。

○議長（萩野忠好君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

議第7号令和2年度別府市一般会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第8号令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号令和2年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 18 号別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 19 号別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 20 号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 21 号別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 22 号別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 23 号別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 24 号別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 25 号別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改

正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 25 号別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 26 号別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 27 号別府市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 28 号別府市まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 29 号別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 30 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 31 号別府市宮阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 32 号別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 33 号別府市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 34 号地獄蒸し工房鉄輪の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 35 号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 36 号別府市餅ヶ浜栈橋の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 37 号別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 44 号別府市公民館条例等の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 48 号別府市敬老祝金条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原

案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号令和2年度別府市競輪事業特別会計予算から、議第11号令和2年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算まで、議第13号令和2年度別府市後期高齢者医療特別会計予算から、議第15号令和2年度別府市公共下水道事業会計予算まで、議第42号別府市手数料条例の一部改正について、及び議第45号別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに議第53号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について、以上9件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上9件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上9件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第62号令和元年度別府市一般会計補正予算（第6号）を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） ただいま上程されました議第62号令和元年度別府市一般会計補正予算（第6号）の概要について御説明いたします。

直近の状況では、皆様御承知のとおり、大分県内では特定の医療機関での感染者が20人と大きく増加し、合計で21人となり、刻々と情勢が変化してきているところです。

3月9日の本会議におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に関するこれまでの対応等について御報告させていただきましたが、翌日の10日に政府が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を決定したことに伴い、対策本部会議で協議を重ねた結果、本市といたしましても対策を強化することといたしました。

12日には、終息の兆しが見えない状況に不安を抱える市民や、経済活動の停滞による資金繰り等への不安を抱える事業者からの様々な相談、問い合わせを受け付ける総合窓口を開設しました。学校の臨時休校による児童・生徒への影響や保護者の負担などが懸念されるとともに、市旅館ホテル組合連合会の調査では、3月の宿泊客数は前年比6割減、4月も同程度の落ち込みが見込まれており、今後の状況次第ではさらに厳しい状況が予想されています。

政府の決定もさることながら、本市といたしましても、機を逃さず必要な状況に応じて切れ目のない力強い対策に臨んでまいります。

今回の補正予算であります。一般会計の補正額は、6,900万円の増額で、補正後の予算額は513億4,500万円となります。

その主なものといたしましては、感染症予防対策では、国の緊急対応策第2弾による補助金を活用して、保育所、認定子ども園、放課後児童クラブなどが必要とするマスク、消毒液等の購入費補助金などを計上しています。

学校の臨時休校に伴って生じる課題への対応としては、小学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブが3月分利用料を減額または返金した場合の減収補てん金などを計上しています。

事業活動の縮小への対応としては、市中小企業向け融資制度や大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の利用者に対する利子補給を計上しています。

相談窓口や対策本部経費としては、感染症予防に必要となる事務用品等の購入費を計上しています。

世界保健機関におきましても、新型コロナウイルスは世界的な大流行になっていると認識され、感染が今後も拡大するとの見通しが示されました。

感染の予防に向けてしっかりと対策を講じていくとともに、今後の状況変化に応じてさらなる対策の強化も考えながら、警戒を怠らず冷静に対処していく所存であります。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○23番（泉 武弘君） 市長はじめ職員の皆さんには、これまで経験したことがないような新型コロナウイルス対応・対策で大変お疲れだと思います。本当に感謝しています。

これは一番問題は、終息が全く見えないというところに怖さがあるのですね。先ほど市長が冒頭説明しましたけれども、大分県でも爆発的に増える危険性をはらんでいる、こういうような状況のようです。

そこで、何点かだけお尋ねしますが、学校の臨時休校に伴う学校の給食調理資材への影響をどのように考えているのか、具体的に説明してください。

○教育部長（稲尾 隆君） お答えいたします。

学校給食費の影響ということですが、臨時休校に伴って3月分の給食については停止をいたしております。その食材につきましては、もう発注を止めているという状況でありますけれども、その影響額といたしましては、単独調理場が、ちょっと概算というか、大きな、大ざっぱな数字ですけれども、単独調理場あたりは大体200万円の発注額という形になります。それから共同調理場のほうが800万円から900万円——1カ月単位ですね——発注額がありますので、そういったことが影響があるというふうに考えております。

○23番（泉 武弘君） 今まで学校給食調理が通常で行われている中であって、臨時休校になったからその調理資材というのですか、この納品ができないわけですね。これは誰が考えても分かることですが、その影響額というのはどういう金額になるのですか。教育委員会は試算していますか。

○教育部長（稲尾 隆君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、1カ月当たりの発注額、食材の発注額……（発言する者あり）はい。先ほども答弁いたしましたけれども、1カ月当たりの食材の発注額、契約単位でいきますと、単独調理場が1カ所当たり200万円ぐらい、13校ありますので2,600万円、概算でありますけれども。それから共同調理場が800万円から900万円の食材の発注額があるというふうに聞いております。ちょっと正確な数字は、また後ほど確認させていただきたいと思いますが、それだけの発注が止まっているということですので、食材等の納品業者にはそういった影響があると思います。ただ、全て市から直接発注ということではなくて、県の給食会を通じて発注している分がありますので、そういった影響額の集約に関しましては、大分県の給食会のほうが仕入れ・納入業者等と協議をしているというふうに聞いております。

○23番（泉 武弘君） いずれにしても学校が休校になっているわけですから、食材業者の影響というのは計り知れないと思うのですね。この対応を大分県の学校給食会がやっているからというのではなくて、別府市内の小中学校に納めているということになると、別府市内の業者ですね、現在調べたところ。こういう方々に対する何らかの手当てというのが必要になるのではないですか。それについてどういう検討をして、今後どういう対応をしようとしているのか、現時点まで決まっていることがあれば報告してください。

○教育部長（稲尾 隆君） 現時点におきましては、国のほうから給食の停止に伴う何らかの補償、補償といいますが、補填があるのではないかと考えています。具体的に言うと、全国的にもニュース等で流れておりましたがけれども、牛乳等の納品が止まっているというような状況もありますので、現時点において確定的に決まっていることはありませんけれども、逐次国の対応等を情報収集しながら、今後何らかの対策、必要な対策があれば市としても行っていきたいというふうに考えています。

○23番（泉 武弘君） 市長、教育長、聞いてくださいね。学校給食資材を納めている業者が、そこでいわゆる従前に比して売上げが減少したということは、そこで働く人たちの仕事がなくなったということなのです。ただ、納品業者が納入を受けましたというだけの次元の問題ではないのですね。そこで働く人たちの雇用をどういうふうにするかという、一つの視点が必要だったわけです。これは早急に調査をして制度融資等の必要があれば十分対応してほしいな。これは恐らく、この関連業者は、まさか臨時休校になるとは思わなかったと思うのです。突然降って湧いたような問題ですから、そこに遺漏のないような対策をぜひともこの機会にお願いしておきたい、こう思います。

そこで、コロナ対策本部、それから相談窓口について若干教えてください。対策本部を立ち上げてから相談件数と相談内容というのは、どういうものが今までありましたか。説明してください。

○経済産業部長（白石修三君） お答えをします。

相談窓口につきましては、3月19日時点で、ただいま21件の相談であります。当然これは、市民の方が迷わないということでもありますので、直接担当課のほうに問い合わせをしている件数というのは入っておりません。具体的な問い合わせ内容というのは、コロナが出たけれどもどうしたらいいとか、病院に行きたいのだけれどもとか、個別個別にいろいろ情報等のお問い合わせがありました。

○23番（泉 武弘君） 対策本部はどのようなのですか。

○共創戦略室長（内田 剛君） 対策本部としましては、総合相談窓口を今設置しております。また、健康づくり推進課のほうで独自の相談窓口も開設しておりますし、産業政策課の中にも経済支援についての独自の相談窓口も設置している状況です。

○23番（泉 武弘君） これは、保健医療に関する専門的知見を有する相談体制が重要だと思うのですが、そういうもののスタッフの配置というのはできているのですか。

○共創戦略室長（内田 剛君） 災害対策本部としましては、1月27日に連絡会議を設置しまして、市民への周知としまして、まず健康づくり推進課のほうから相談窓口を提示しております。市で独自の窓口、それと県の窓口、国の窓口を相談窓口として紹介している状況です。

○23番（泉 武弘君） 専門的知見を有する人の配置があったのですかと聞いているのです。

○いきいき健幸部長（猪股正彦君） お答えします。

いきいき健幸部では、健康づくり推進課のほうで保健師が日々対応しております。3月になりまして、土日も午前・午後と1名ずつの配置、今のところ電話対応等をやっておる次第であります。対策本部のほうでは保健師が1名配置されております。

○23番（泉 武弘君） 何か分かりづらいね。対策本部を設置しました、相談窓口を設置しました。それについて専門的知見を有する対応が必要だと思うけれども、専門的知見を有する人の配置はあるのですかと私は聞いたのです。相談窓口とか対策本部に、そういうスタッフがいますのですか。

○共創戦略室長（内田 剛君） 専門的知見の職員の配置ですけれども、例えば総合相談窓口であれば、生活支援に専門的に対応するために、社会福祉協議会の職員が毎日対応して

いる状況です。また、健康づくり推進課につきましては、専門的な知見ということで保健師等が対応しているような状況です。

○23番（泉 武弘君） たしか相談窓口は17時までだったと理解していますが、それでいいのかどうか。17時以降の相談は、どこに相談したらいいのですか。

○いきいき健康部長（猪股正彦君） お答えします。

基本、東部保健所になろうかなと思っております。

○23番（泉 武弘君） 夕方5時以降は、どこに相談したらいいのですか。

○共創戦略室長（内田 剛君） 健康づくり推進課の関係、コロナウイルスの関係につきましては、午後5時以降につきましては、県の窓口を紹介している状況です。また、状況に応じてですけれども、まだ市内には感染症の患者さんは発生しておりませんが、状況に応じて相談窓口も拡大・延長を考えていきたいと考えております。

○23番（泉 武弘君） 答弁の要旨は、そこなのでしょう。いわゆる現在は午後5時までの相談体制をつくっていますよ、日曜祭日は休みですよ、こういうふうなたしか出ていましたよね。ということは、午後5時までには相談できるけれども、午後5時以降については、今は訳の分からない答弁をしましたが、県に紹介している。それは午後5時までに相談があった人に紹介しているわけでしょう。午後5時以降は相談体制がないのでしょうか。あるのですか。今あなたが答弁されたのは、午後5時以降も県にさも紹介しているような説明がありましたけれども、午後5時以降、誰が県に紹介するのですか。

○共創戦略室長（内田 剛君） 先ほども答弁いたしました。1月27日に連絡会議を発足いたしました。その際、健康づくり推進課のほうでその相談窓口について作ったポスターなりを自治会のほうに配布をしております。その中に、午後5時以降につきましては県の窓口を、こちらの電話におかけくださいという御案内をしておりますし、当然ホームページとか市の広報でも行っております。

また、午後5時以降に市役所に問い合わせがあった場合は、宿直のほうからお知らせをしているところです。

○23番（泉 武弘君） 宿直に聞いたけれども、先日、そういう説明はなかったよ。僕が言っているのは、いわゆるこれだけ大分市でコロナウイルス感染者が異常発生をしている状況で、午後5時までの相談体制でいいのでしょうかという疑問を呈しているのです。やはり感染予防という観点から見れば、午後5時以降も何らかの市独自の相談体制が必要ではないですかという意味から、僕は皆さんに問題提起をしている。決してそのことを批判しているのではない。いつも皆さんは何か言葉を弄しながら現実から回避しようとしている。私はそういうことを期待しているのではない。

今くしくも担当者が言いましたように、これだけ異常発生している中で午後5時まででいいのか、さらには日曜祭日等休みのときの相談体制はしなくていいのかということを実は問題提起しておるのですね。これはぜひとも検討してみてください。大分市で集団発生しているわけですから、他人事ではないのですね。ぜひとも市長、ここは前向きに検討してみてください。そうしないと、日曜祭日に市内感染者が発見された、相談するところもありませんというようなぶざまなことのないようなことだけ、お願いしておきたいと思えます。

そこで、市長ね、これは防災危機管理課の課長に私は申し上げたのですが、今ガーゼマスクが備蓄3万枚あるそうです。これは避難所等で使う予定のようですが、この3万枚の備蓄マスクをこの機会に必要な最小限度保管をして、感染予防対策に医療機関、福祉施設を中心に放出するということはどうでしょう。市長はどう考えますか。

○共創戦略室長（内田 剛君） お答えいたします。

現在のマスクの備蓄数は、3万5,000枚でございます。備蓄数に限りがあるため、現在

では、今後も施設来庁者及び窓口職員の使用や地震等の災害に備え、収容所、収容避難所での備蓄を優先しておりますが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、例えば医療機関より医療従事者の感染を防ぐために、緊急要請があれば提供すべきと考えております。

- 23 番（泉 武弘君） 医療機関だけではなくて、福祉施設においても十分な対応をお願いしたいのです。今、部長が答弁されましたように、医療機関だけというふうに縛って考えると、福祉施設で爆発的な発生があった後に「しまったな」ということにならないように、市長ね、備蓄の 3 万 5,000 枚については有効活用してほしいな、このことだけお願いをしておきます。

と同時に、事業活動の影響への問題、これは大変深刻、本当に深刻ということを上回る深刻ですね。別府市内での観光関連産業をはじめ多くの事業者が、このままの状態が続いたときに、どういう状態に陥るのかというのを考えるだけで震撼とするような状況です。

そこで、市が経営安定化資金を組んでいますね。たしか最高限度額 1,500 万円。県も同じように組んでいます。この経営安定化資金に対する現在までの相談件数は何件ぐらいありましたでしょうか。

- 産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

3 月 19 日までの相談件数ですけれども、96 件ございます。セーフティーネットの申請でございますけれども、そのうちセーフティーネットの申請につきましては、4 号が 47 件、5 号が 4 件、危機関連保証が 4 件ということで、合計しますと 55 件の申請を含んだ数字でございます。

- 23 番（泉 武弘君） 国会でも議論をされていましたが、申請手続が煩雑過ぎて、3 月年度末の決算資金に間に合わないのではないかとということが危惧される、こういうふうな指摘がありました。それで、今朝の日経新聞を見ましたら、それが事細やかに出ていましたが、審査をもうちょっと簡略化するという事は、このコロナウイルスの場合、特に求められるのではないのですか。そこらについて、当局はどのような見解を持っていますか。

- 産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

補正予算の内容につきましては、利子補給で対応するようになっております。この利子補給につきましては、予算の議決をいただいた後、速やかに開始をしたいというふうに考えております。利子補給の開始に当たりましては、既利用者の照会猶予に対する融資の条件変更、新たな融資の実行のために手続が必要でございます。その手続の窓口は取扱い金融機関であったり、信用保証協会を通じてとなりますけれども、それらの手続等が余り負担とならないように信用保証協会、金融機関とも協議を行って迅速に対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

- 23 番（泉 武弘君） あのね、課長ね、市のホームページから資料は全部実はプリントアウトして持っているのです。この資料を読み解く中であって、審査に日数がかかれば、年度末決算資金が確保できない見通しが多くあるということが指摘されているのです。年度末というのは、あと何日ありますか。今日予算議決をして、これから先申請を受け付けますよ、そして、この審査をしますよ。もう時間的余裕がないのですよ。何とか、そこらの審査に要する日数を最小限にしてもらうような配慮というのはできないのですか。

- 経済産業部長（白石修三君） お答えをします。

議員が御質問になった部分のことですけれども、まず、この融資を受けるためにはセーフティーネットの保証が必要になります。今、産業政策課ではすぐに申請が出次第、もうその日にセーフティーネット保証の認定をするようにしております。

- 23 番（泉 武弘君） 危機管理という認定をしなければいけないのですけれども、これま

でに30%以上落ち込みがありましたよ、これから先も30%以上の落ち込みが見込まれるのですよ、こう言っている。30%の落ち込みがある業者が、本当にあえぎながら申請に来る。これは言葉は正確かどうか分かりませんが、皆さんが持ち回りをしてでも決裁をしてやる。そのぐらいの対応がなければ、別府の観光関連産業は危機に瀕する、こういう気がしてなりません。格段の努力をお願いしておきたいと思えます。

それで、最後に市長、暗いニュースばかりになると、もう何か落ち込んでしまう。そこで、今公共施設の閉館というのですか、休業というのでしょうか、こういうことが続いています、この再開時期に対する見通しがあれば見通し、こういう条件が具備されたときに再開しますよという条件設定があれば条件設定、こういう見通しを、この議論を通じて関心を持っている市民の皆さんに、分かりやすく説明してくれませんか。

○共創戦略室長（内田 剛君） お答えいたします。

先週の段階でまだ大分県では、大分市から1名ということでしたが、この3連休の間に、今20名ですかね、増えております。かなり状況が変化しております。

対策本部としましては、本日第8回目の対策本部を開いて、そこで各施設等の閉館している部分の検討等を行っていきたいと考えております。

○23番（泉 武弘君） 最後に、市長をお願いしておきます。市長ね、リーマンショック、それから3.11地震を上回る危機というものが、各種報道でされています。私はもうそのとおりだと思っています。観光関連の消費額年間865億円、これが税収として返ってくるためには企業倒産を少なくさせる、そして現在働いている人の人件補填をする、これを政府がやっていますが、もう思い切った財源措置をしてほしいと思うのです。そのために基金というのは積立っているわけですね。基金を取り崩す要件に、今回は全く合致するわけなのです。別府市は思い切った財源措置をしたな、さすが観光産業を重視しているな、あれだけの基金をちょっと、ほかではもう投資をすることは不可能だなというぐらいの思い切った財源措置をしてほしい。それで、その必要があれば臨時市議会等を招集しても、早期にやらないと、倒産してから幾ら手を打とうと思っても難しいのです。これだけは市長、強くお願いをして、質疑を終わります。

○3番（美馬恭子君） 3連休の間に医療施設からということで、かなりの人数の患者さんがでたことを大変苦慮しております。

今、泉議員からも質問がありましたので、重なるところは省いて、それ以外のところでお尋ねしたいと思います。

小学校、学童クラブ、もろもろのところに予算をつけていただいて、マスク、消毒液をということになっていますけれども、現時点、ニュースを見る、そして医療施設や介護施設からも話を聞きますと、マスク、消毒液は本当に足りない現状であるというのが、一番大きな問題だと思っていますが、市としては、私も備蓄枚数が3万5,000枚ですか、ある枚数に関して限りはあるかと思えますけれども、現状ではいつからマスクが市中に出回り、いつから消毒液がふんだんに出るのかということも分からない現状の中で、ぜひ早急にマスクの配布をお願いしたいと思っています。それに関しましても、介護施設、それから放課後デイケア施設ですね、障がい者がたくさん行っているところがありますが、そこを優先して早急に出していただきたいというのが思いであります。

これからも長引くかもしれませんし、お隣の市でたくさん発生していますので、別府市としても危機管理、大変重要になってくると思えますが、大分市の医療施設の現状から見て、今後別府市として医療施設とどのような連携をされていこうとしているのか、お考えがありましたら、お聞かせください。

○いきいき健幸部長（猪股正彦君） お答えします。

今回、大分市で発生しました感染症ということでもありますけれども、医師、看護師の感

染症に対する対応の仕方ということも踏まえまして、今後、医師会と密に連携を取りながら、また県からの情報もいただいた分を、正しい情報を医師会のほうに伝え、また医師会からも情報をいただきながら、連携を密にして対応していきたいと思えます。

- 3番(美馬恭子君) 今、新聞にも載っていましたが、看護師が発症したのに、どうして休まなかったのだろうと。そういう話も聞きますけれども、現状の中で医療施設のスタッフがいかにかハードな仕事をこなしているか、そして介護施設も今、人がいない中でいかにか頑張っているかということもぜひ検討のうちにに入れていただいて、話し合いを進めていただきたいと思います。

そして、1点になりますけれども、中小企業の支援に関しては、今、泉議員からも随分質問されましたし、私もそのとおりだと思っておりますが、その中で社会保障費に関してなかなか払えないという方も出てくるのではないかと。またフリーランスの方々ですね。一つお話を聞いているのは、別府競輪場で清掃の仕事をしているという方からの相談がありました。その方は、競輪場が閉まっていて、1カ月ほとんど仕事がない。そうしていく中で、とても不安であるという思いを相談窓口に寄せてくれました。それに関しては、どのようにお考えになっているのでしょうか。

- 産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

社会保障費の取扱いでございますけれども、社会保障費は支払った保険料によって給付が受けられる仕組みとなっております。現在窓口はハローワークで手続を取っておりますので、今後連携して協議を行っていききたいというふうに考えております。

また、フリーランスについてでございます。フリーランスの支援につきましては、無利子・無担保の実施ということで、日本政策金融公庫が融資を行っております。日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症による影響を受け業績が悪化した事業者、これはフリーランスを含みますけれども、そういった方に対しまして融資枠別枠の制度を創設しております。また、特に影響の大きい事業者につきましては、利子補給を行うことで、先ほどお話ししましたとおり実質的な無利子での融資が受けられるような仕組みとなっております。

- 3番(美馬恭子君) 全てやはり早急に対応していただかないと、別府市、フリーランスの方々もとても多いと思えますので、早急な対応をよろしく願いいたします。

そして、最後になりますが、保健所のことでひとつ言いたいと思えます。

保健所の相談業務は、24時間相談業務をしています。17時以降は留守番電話に切り替わりまして、番号が通達されるようになっております。携帯番号だと思えますが、その番号にかければ、その日に当番になっている方に必ず通じるようにはなっております。私も相談がありましたので、一、二度かけさせていただきましたが、番号を教えてくださいと声がちょっと短くて、2回ほどかけ直さないとい番号をちゃんと把握することができないというようなこともありました。携帯番号にかけましたら、とても丁寧に対応していただきました。保健所は、今人数が少ない中でも一生懸命24時間対応していることを、別府市としてもきちっと皆さんに知らせていただきたいというふうに思えます。

今後とも大変ではありましようが、どうぞよろしく願います。

- 議長(萩野忠好君) お諮りいたします。ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第62号令和元年度別府市一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 62 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 61 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 61 号は、人権擁護委員として、雨宮洋子氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 61 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 異議なしと認めます。よって、議第 61 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 4 により、報告第 1 号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告をいたします。

報告第 1 号は、街路樹の倒木による事故外 5 件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 5 により、議員提出議案第 1 号別府市議会委員会条例の一部を改正する条例から、議員提出議案第 3 号介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書まで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

まずは、議員提出議案第 1 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12 番・加藤信康君登壇）

○12 番（加藤信康君） お手元に配付しております別府市議会委員会条例の一部を改正する

条例について、提案理由を御説明いたします。

今定例会におきまして可決されました別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の一部改正により、規則で定める日に本市の機構改革が実施され、常任委員会の所管事項に定める部が、10部制から9部制に再編されること等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(13番・荒金卓雄君登壇)

○13番(荒金卓雄君) 議員提出議案第2号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が、中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年3月公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで、政府におかれては、中高年のひきこもりは個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやす

くなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること。

- 3 「8050 問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 23 日 大分県別府市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(萩野忠好君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(萩野忠好君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 2 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。最後に、議員提出議案第 3 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(3 番・美馬恭子君登壇)

- 3 番(美馬恭子君) 議員提出議案第 3 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007 年 8 月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針では、「職員配置の在り方にかかる基準等」について検討を行うことを求めています。ほとんど取組が進められていません。

実際の介護現場では、法律(条令)で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているにもかかわらず「人手が足りない」「業務が過剰」という状態が続いています。人材確保対策として、外国人介護労働者の受入れが始まっていますが、労働環境の改善が進まなければ、行く行くは今と同じ状況になるであろうことは想像に難くありません。こうした現状を改善するためには「人員配置基準」の引上げは必要不可欠です。介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するためにも、人員配置に係る水準を定めた基準省令の見直しが必要となります。同時に、水準の引上げには介護報酬の引上げが欠かせませんが、それに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要です。

よって、国会及び政府におかれては、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、介護施設の人員配置基準の抜本的な改善を図るよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を、実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目の保障をするため介護報酬の引上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月23日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、大分県知事 殿
何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(萩野忠好君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第6により、議員派遣の件を上程議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後0時09分 再開

○議長(萩野忠好君) 再開いたします。

先ほど、議第25号別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、2回目に採決した内容を取り消したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、2回目に採決した内容を

取り消すことといたします。

先ほど、副議長安部一郎君から私宛てに副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。安部一郎君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、安部一郎君の副議長辞職を許可することに決定をいたしました。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（萩野忠好君） ただいまの出席議員数は、24 人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

○議長（萩野忠好君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 配付漏れなしと認めます。

よって、投票箱を改めます。

（投 票 箱 点 検）

○議長（萩野忠好君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票をお願いいたします。

なお、地方自治法第 118 条の規定では、公職選挙法第 68 条の 2、いわゆる按分規定は準用されないため、同姓の方がおられる場合、姓のみの記載票は無効となりますので、念のため申し添えます。

それでは、順次投票を願います。

（投 票）

○議長（萩野忠好君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○議長（萩野忠好君） これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番・手束貴裕君及び 7 番・小野正明

君を指名いたします。よって、両君の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(萩野忠好君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち、

有効投票 24 票

無効投票 0 票

有効投票中、

4 番・阿部真一君 24 票

以上のおりであります。(拍手)

この選挙の法定得票数は、6 票であります。

よって、阿部真一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました阿部真一君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新旧副議長より、それぞれ退任と就任の御挨拶をお願いいたします。

[新旧副議長挨拶]

(旧副議長・安部一郎君登壇)

○旧副議長(安部一郎君) 長野市長をはじめとする職員の皆様、萩野議長をはじめとする議員の皆様、1 年間ありがとうございました。

1 年間で振り返りますと、いろんな思い出がありますが、職員の皆様や議員の皆様一人一人と接したことによっていろんな学びを得ることができました。「本当」と呼ぶ者ありええ、本当でございます。その中でやっと一般質問に立てるようになりました。解禁でございます。長野市長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、最後になりますが、今議会をもって退職される皆様に、最後に一言感謝の言葉を述べさせていただいて、副議長辞任の挨拶をしたいと思ひます。

長い間、大変御苦勞さまでございました。そして、お疲れさまでございました。これからも別府市をよろしくお願ひします。

そして最後に、榎山部長、大変御迷惑をかけました。ありがとうございました。

以上をもって御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(新副議長・阿部真一君登壇)

○新副議長(阿部真一君) このたび、令和 2 年第 1 回別府市議会定例会において、議員各位の御推挙をいただき、別府市議会副議長という大任を拝命いたしました阿部真一でございます。

身に余る光栄と責任を痛感し、公正・平等な議会運営はもとより、二元代表制のさらなる発展・確立に努め、また執行部の皆さんとは、この議場において真摯な議論を行い、議会として市民に寄り添う政策を提案し、市民の福祉向上のため議会がチェック機関としての権能・責務を果たせるよう、副議長として尽力いたします。

若輩であります。先輩議員、同僚議員、議員各位の御指導・御鞭撻を今後もいただき、また、市民の皆様には、今後も別府市議会に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 旧・新副議長より御挨拶いたしました。

これより、市長より御挨拶がありますので、よろしくお願ひいたします。

[市長挨拶]

○市長(長野恭紘君) 行政を代表しまして、一言お礼とお喜びを申し上げたいと思ひます。

安部一郎副議長におかれましては、令和元年5月に就任をされて以来、萩野忠好議長を補佐されながら、別府市勢の発展と市民福祉の向上に多大なお力添えをいただきました。行政を代表いたしまして、この場をお借りして心からの感謝と御礼を申し上げます。

今後とも別府市勢の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。たいというふうに思います。

本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

そして、ただいま出席議員全員の皆様の御支持によりまして新副議長に就任されました阿部真一議員さんにおかれましては、今日までの豊富な知識・経験を十分に生かしていただいて、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただいて、また併せて市勢発展のためにお力添えを賜りますように、改めてお願いを申し上げますというふうに思っているところでございます。

以上で、お祝いの言葉とさせていただきますと思います。本当におめでとうございました。

○議長（萩野忠好君） 暫時休憩をいたします。

午後0時26分 休憩

午後0時34分 再開

○副議長（阿部真一君） 再開いたします。

先ほど、議長・萩野忠好君から私宛てに議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部真一君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。萩野忠好君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部真一君） 御異議なしと認めます。よって、萩野忠好君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部真一君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（阿部真一君） ただいまの出席議員数は、24人であります。

投票用紙の配付をいたします。

（投 票 用 紙 配 付）

○副議長（阿部真一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部真一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

○副議長（阿部真一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

なお、地方自治法第 118 条の規定では、公職選挙法第 68 条の 2、いわゆる按分規定は準用されないため、同姓の方がおられる場合、姓のみの記載票は無効となります。念のため申し添えます。

それでは、順次投票を願います。

（投票）

○副議長（阿部真一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部真一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（阿部真一君） これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番・森山義治君及び 13 番・荒金卓雄君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

（開票）

○副議長（阿部真一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち、

有効投票 24 票

無効投票 0 票

有効投票中、

14 番・松川章三君 24 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、6 票であります。

よって、松川章三君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松川章三君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新旧議長より、それぞれ退任と就任の挨拶をお願いいたします。

〔新旧議長挨拶〕

（旧議長・萩野忠好君登壇）

○旧議長（萩野忠好君） このたびは、私の議長辞職につきまして、議員の皆様方から大変いろいろとお世話になり、まことにありがとうございました。

一言お礼を申し上げます。

昨年の別府市議会の臨時議会におきまして、議員の皆様方から満票の 25 票をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。本当に議員の皆さん、ありがとうございました。

私もいろいろな議会や、そしてまた別府市長、長野市長と一緒にいろいろなところで同行させていただき、いろいろな経験をさせていただきました。本当に身に余る思いでございましたけれども、この 1 年間、私なりに誠意を尽くして一生懸命に努力してきたつもりであります。しかし、皆さん方とともにこの別府市議会は非常にすばらしくありますし、また、市の執行部もいろいろと御配慮いただき、ありがとうございました。

私は、やっぱり市政の主人公は市民とっております。そういうことで、これからも一生懸命に議員として頑張ってまいる所存でございます。しかし、私どもはやはり市民の皆様

さんの御意見を聞きながら、そしてこれを市議会を通して発表する機会であります。それに対しまして、別府市の執行部の皆さん方もお応えをする。どんな考えをしているか、そういう考えで私も聞いておりました。本当によい勉強ができたと思っております。

今後は、私も議員として一生懸命に、若者ではありませんけれども、若い力を持って頑張りたいと思っております。そういうことで、皆さん方の今後ますますの御指導・御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

また、最後でございますが、安部一郎前副議長、本当にありがとうございました。

また、なお市の執行部の、議会の職員の皆さんには大変いろいろとお世話になり、ありがとうございました。心からお礼を申し上げたいと思います。

そういうことで、本当に人生の中ではすばらしい1年間であったことを報告し、これからも皆さんとともに別府発展、特に今、非常に難しい病気でございますコロナの問題がありますけれども、そういうものにも皆さんかからないように、ひとつよろしく願いいたします。

また、退職される皆さん、本当にいろいろとお世話になり、ありがとうございました。これからもますます頑張って第二の人生を歩んでください。

そういうことでございます。皆さん、本当にありがとうございました。(拍手)

(新議長・松川章三君登壇)

○新議長(松川章三君) ただいま、議員の皆様方の御推挙を賜り、第55代別府市議会議長に選任されました松川章三でございます。

議長として選任されたことは、まことに身に余る光栄に存じますとともに、改めてその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

世の中は平成から令和に替わり、新しい時代を迎えています。この新しい時代にふさわしい新しい考え方を取り入れた新しい議会運営を志していきたいと思っております。二元代表制の中、議会として果たすべき役割や責任は、より一層重大なものになってきています。

今、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、日本でも各地でクラスターが確認され、拡大傾向が止まりません。大分県も、大分市でクラスターが確認され、感染が急激に拡大しています。いよいよ身近に迫ってきたな、このように感じております。幸いにも別府市では確認されておられません。しかしながら、もし別府市で感染が確認されるようになれば、議会としても感染拡大措置のため、執行部と協力して全力を尽くしてその感染を抑え込んでいかなければいけないなどと思っております。本市議会といたしましても、広く市民の皆様方の御意見をお伺いしながら、身近で信頼される開かれた議会を目指していきたいと思っております。

大正13年、別府市議会初代議長が誕生以来96年、この歴史ある別府市議会の議長として、さらなる市勢発展と円滑な議会運営のため全力で取り組んでまいりたいと決意を重ねている次第でございます。

どうぞ、今後とも議員の皆様、そして市長はじめ執行部の皆様、そして報道関係の皆様方の温かい御支援並びに御指導・御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。と思います。

本日は、まことにありがとうございました。(拍手)

○副議長(阿部真一君) 市長より御挨拶がありますので、お願いいたします。

[市長挨拶]

○市長(長野恭紘君) 行政を代表いたしまして、一言お礼とお祝いを申し上げます。

萩野忠好議長におかれましては、令和元年5月に開会されました市議会臨時会におきまして市議会議長に就任されて以来、今日まで約10カ月間にわたりまして、別府市勢の発

展と地域住民の福祉向上に多大なお力添えをいただきました。心からの感謝と御礼を申し上げる次第であります。

昨年11月に別府市で開催されました国際特別都市議会議長協議会では、加盟都市の市議会議長をまとめられ、国際観光温泉文化都市にふさわしい都市環境の整備促進に御尽力をいただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

また、ただいま出席議員全員の皆様の御支持によりまして、新しい市議会議長に就任をされました松川章三議員さんにおかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かしていただき、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、併せて市勢発展、また住民福祉の向上にお力添えをいただきますようお願いを申し上げさせていただきます。

まことにおめでとうございました。(拍手)

○副議長(阿部真一君) 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後0時54分 休憩

午後0時55分 再開

○議長(松川章三君) 再開いたします。

新議長でありますので、何分不慣れではございますが、議員の皆様方の御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議事を続行いたします。

日程第7により、議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

2番 日名子敦子君

3番 美馬 恭子君

8番 森 大輔君

12番 加藤 信康君

16番 市原 隆生君

17番 黒木愛一郎君

25番 首藤 正君

以上7名の方々を議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上7名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時56分 休憩

午後1時05分 再開

○議長(松川章三君) 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

(議会運営委員会委員長・首藤 正君登壇)

○議会運営委員会委員長(首藤 正君) 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その審査結果について御報告申し上げます。

最初に、正副委員長の互選を行いました。委員長には私、首藤正が、副委員長には加

藤信康議員が選任されましたので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は当然議会の閉会中に処理しなければならないものであります。議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査に付することと決定いたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果についての御報告を申し上げます。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、ただいまの委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告のとおり、議会運営委員会の所管事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和2年第1回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和2年第1回別府市議会定例会を閉会いたします。

午後1時08分 閉会